

四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 5 日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第 8 号

四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則（平成 3 0 年四日市市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(供用時間等)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条第 2 号に規定する施設の供用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、<u>これを</u>変更し、又は<u>臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(供用時間等)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条第 2 号に規定する施設の供用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、<u>臨時にこれを</u>変更することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会社会教育・文化財課)